

平成 24 年度 歳入歳出決算のあらまし

全 体 の 概 要

1 歳 入

歳入総額は、一般会計^注7,297 億円、特別会計^注1,479 億円(借換債除き 1,351 億円)で、合わせて 8,776 億円(借換債除き 8,648 億円)となり、借換債を除いた前年度の金額に比べ一般会計は、38 億円、0.5%増加、特別会計は、65 億円、5.1%増加しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一 般 会 計	23年度	7,688	7,259	429	93	4
	24年度	7,715	7,297	418	89	5
	増減額	26	38	△ 11	△ 3	1
	増減率	0.3%	0.5%	△2.7%	△3.7%	21.4%
特 別 会 計	23年度	1,294	1,286	7	38	0
	24年度	1,482	1,479	3	38	0
	増減額	188	192	△ 4	0	△ 0
	増減率	14.6%	15.0%	△55.2%	0.9%	△75.8%
合 計	23年度	8,982	8,545	437	131	4
	24年度	9,197	8,776	421	128	5
	増減額	215	230	△ 16	△ 3	1
	増減率	2.4%	2.7%	△3.6%	△2.3%	20.8%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一 般 会 計	23年度	7,688	7,259	429	93	4
	24年度	7,715	7,297	418	89	5
	増減額	26	38	△ 11	△ 3	1
	増減率	0.3%	0.5%	△2.7%	△3.7%	21.4%
特 別 会 計	23年度	1,294	1,286	7	38	0
	24年度	1,355	1,351	3	38	0
	増減額	61	65	△ 4	0	△ 0
	増減率	4.7%	5.1%	△55.2%	0.9%	△75.8%
合 計	23年度	8,982	8,545	437	131	4
	24年度	9,069	8,648	421	128	5
	増減額	87	103	△ 16	△ 3	1
	増減率	1.0%	1.2%	△3.6%	△2.3%	20.8%

*23年度は、一般会計及び特別会計において借換債を発行していない。

24年度は、特別会計において127億円の借換債を発行している。

2 歳 出

歳出総額は、一般会計 7,105 億円、特別会計 1,445 億円(借換債除き 1,318 億円)で、合わせて 8,550 億円(借換債除き 8,422 億円)となり、借換債を除いた前年度の金額に比べ一般会計は、25 億円、0.4%増加、特別会計は、70 億円、5.6%増加しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不用額	
一 般 会 計	23年度	7,688	7,080	609	516	92
	24年度	7,715	7,105	610	491	119
	増減額	26	25	1	△ 25	27
	増減率	0.3%	0.4%	0.2%	△4.9%	28.9%
特 別 会 計	23年度	1,294	1,248	46	28	18
	24年度	1,482	1,445	37	19	18
	増減額	188	197	△ 9	△ 9	△ 0
	増減率	14.6%	15.8%	△19.7%	△31.6%	△0.8%
合 計	23年度	8,982	8,327	655	545	110
	24年度	9,197	8,550	647	510	137
	増減額	215	222	△ 8	△ 34	27
	増減率	2.4%	2.7%	△1.2%	△6.3%	24.1%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【借換債除きベース】

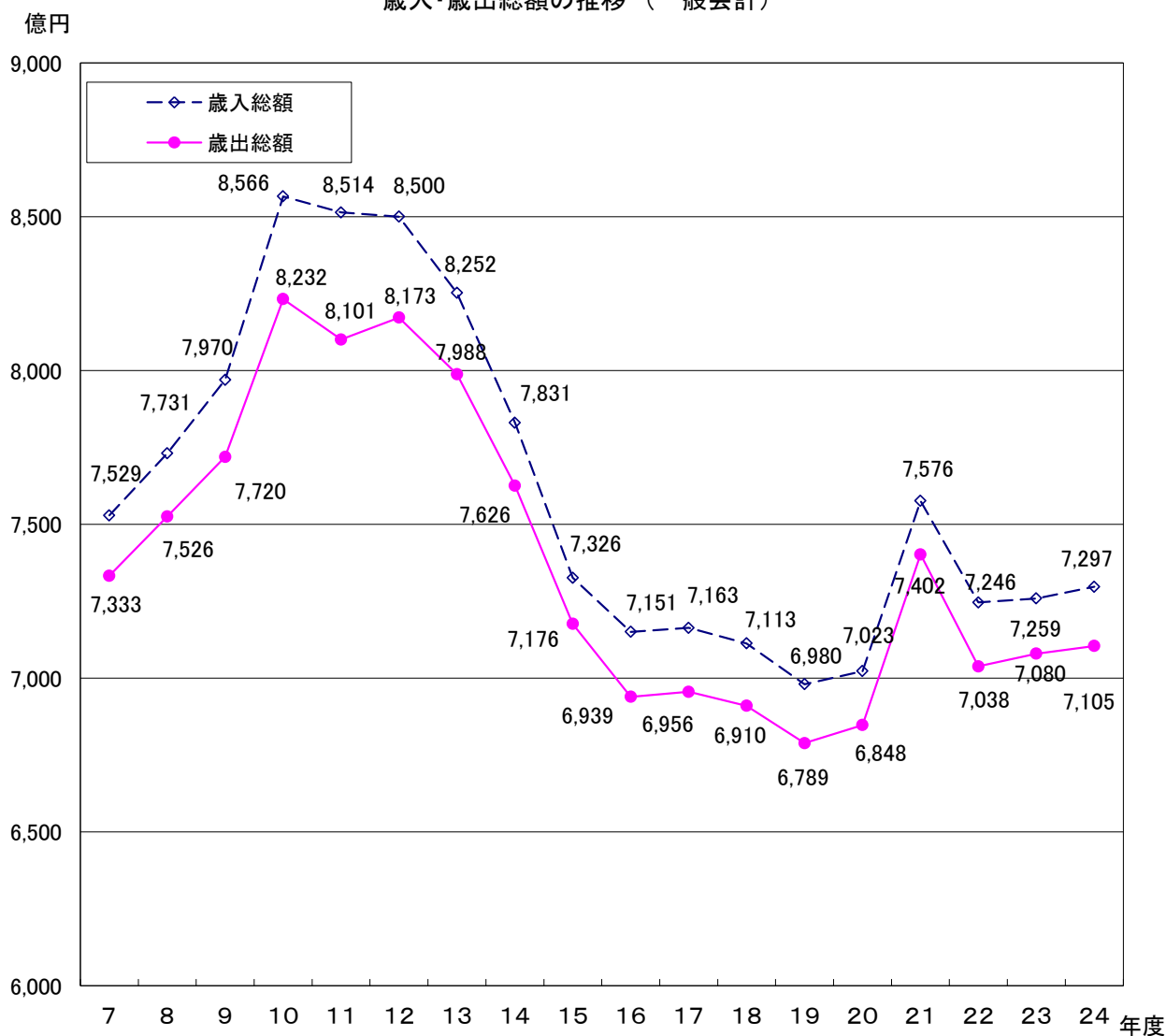
(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不用額	
一 般 会 計	23年度	7,688	7,080	609	516	92
	24年度	7,715	7,105	610	491	119
	増減額	26	25	1	△ 25	27
	増減率	0.3%	0.4%	0.2%	△4.9%	28.9%
特 別 会 計	23年度	1,294	1,248	46	28	18
	24年度	1,355	1,318	37	19	18
	増減額	61	70	△ 9	△ 9	△ 0
	増減率	4.7%	5.6%	△19.7%	△31.6%	△0.8%
合 計	23年度	8,982	8,327	655	545	110
	24年度	9,069	8,422	647	510	137
	増減額	87	95	△ 8	△ 34	27
	増減率	1.0%	1.1%	△1.2%	△6.3%	24.1%

*23年度は、一般会計及び特別会計において借換債を発行していない。

24年度は、特別会計において127億円の借換債を発行している。

歳入・歳出総額の推移（一般会計）



国の緊急経済対策による公共事業等の事業量の増加にともない、歳入総額、歳出総額は平成10年度～12年度にピークを迎えましたが、景気の低迷や三位一体改革による地方交付税などの財源圧縮、また、投資的経費の縮減などにより年々減少しました。平成20年度からは、国の景気対策等に伴い増加に転じましたが、平成22年度には国の雇用・経済対策に関する国庫支出金等が減少し、その後、平成23～24年度は横ばいとなっています。

用語の説明

・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収納未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。

3 収 支

歳入と歳出の差額である**形式収支は、一般会計192億円、特別会計34億円で、合わせて226億円の黒字**となり、形式収支から繰り越すべき財源（一般会計132億円、特別会計1億円）を差し引いた**実質収支は、一般会計60億円、特別会計32億円で、合わせて92億円の黒字**となっています。

実質収支額は前年度に比べ、一般会計で17億円増加、特別会計で4億円減少しています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	23年度	7,259	7,080	179	137	43
	24年度	7,297	7,105	192	132	60
	増減額	38	25	13	△4	17
	増減率	0.5%	0.4%	7.2%	△3.1%	39.9%
特 別 会 計	23年度	1,286	1,248	39	2	36
	24年度	1,479	1,445	34	1	32
	増減額	192	197	△5	△1	△4
	増減率	15.0%	15.8%	△12.9%	△36.7%	△11.4%
合 計	23年度	8,545	8,327	218	139	79
	24年度	8,776	8,550	226	134	92
	増減額	230	222	8	△5	13
	増減率	2.7%	2.7%	3.6%	△3.6%	16.3%

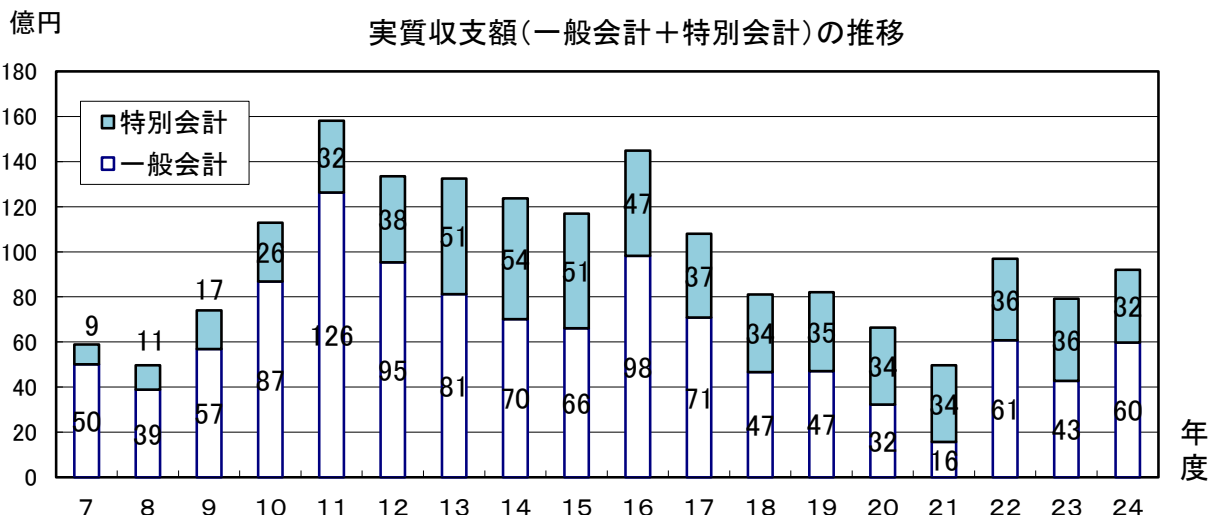
*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

4 実質収支額の処分

一般会計の黒字60億円については、地方自治法第233条の2の規定により、29億9千万円(黒字の1/2相当)を、7月31日に財政調整基金**^注に積み立てました。**

(前年度財政調整基金積立額 21億4千万円)

また、残額の29億8千万円と特別会計の黒字額32億円については、平成25年度に繰り越します。



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。（地方財政法第4条の3）